## ご注意ください!!

## マイナンバーの取扱いについて

広島家庭裁判所

平成28年1月1日から,「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号(マイナンバー)の利用,提供及び本人確認の措置など,同法に係る主要な規定が施行されます。訴訟手続その他の裁判所の手続においてマイナンバーが記載された書類を提出等される場合は,次の点に十分ご留意ください。

- 1 家事手続(審判・調停)または訴訟手続のために、裁判所にマイナンバーを提供する必要があるかどうかを十分に検討いただき、住民票や源泉徴収票などのマイナンバーを記載しない扱いが可能な書類については、不必要なマイナンバーの記載がされたものを提出しないようにしてください。
- 2 社会保障や税に関する各種申告書の控えなど、裁判所に提出する書類にマイナンバーが記載されている場合には、提出者ご自身でマイナンバー部分のマスキングを行った上、マスキング後のものを提出してください。
- 3 マイナンバーが記載される書類(又はその可能性が高い書類)を提出する際には、改めてマイナンバーが記載されていないか、マスキングが漏れていないかについて、提出者ご自身で十分確認してください。